

「国際海上輸出コンテナ貨物総重量確定制度」について

2016年6月6日

お客様各位、

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はウエストウッド SHIPPING LINES をお引き立て頂き、誠にありがとうございます。

平成 28 年 7 月 1 日発効の SOLAS 条約改正に基づき、日本においても関係法令の改正が行われました。これに伴い本年 7 月 1 日以降本船積みとなる日本発輸出コンテナ貨物については、本条約に定められた方法に基づき、コンテナ総重量を事前に船社・ターミナルへご提供いただく必要があります。

つきましては、本制度に関わる弊社の運用方法を下記の通りご案内させていただきます。

尚、本制度に関する運用および改正 SOLAS 条約の詳細に関しましては、国土交通省ホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

敬具

記

1. コンテナの重量情報の受け渡しは、当面、各ターミナルにおける現行の「コンテナ搬入票」を使用致します。
2. 搬入票に記載された総重量を改正 SOLAS 条約で指定された測定方法に準じて計測された確定総重量とし、その署名欄に記載される署名人を、届出荷送人または登録確定事業者およびその代行者であると見做します。
3. 当制度の「重量確定方法 2」（足し合わせて算出）をする際のコンテナ自重については、コンテナに記載されている「Tare Weight」をご利用ください。
4. 搬入票の記載事項に不備が発覚した場合や実際のコンテナ重量に大きな相違が確認された場合、コンテナの引き受けや船積みが出来ないこともありますのでご注意ください。
5. 本制度運用による CY CUT 日の変更はございません。
6. 今後上記運用方法が変更となる際は、改めてご連絡をさせていただきます。

本件に関するご不明な点・ご質問については、弊社営業・カスタマーサービスまでお問い合わせいただきますようお願い致します。

以上

ウエストウッド SHIPPING LINES
北米部・営業課 (Tel : 03-5733-7203)